



Spotlight スポットライト1

当協会お客さま設備の指摘事項・指導事項の概要

当協会では、お客さまの電気設備の点検を実施し、その電気設備に何らかの不具合や異常があった場合、大きく次の2つに区分して報告書に記載し、改修方法や事故防止のためにとるべき措置のご説明をしております。

指摘事項：電気設備の技術基準(法令)に抵触しているもの（感電や電気火災などの電気事故につながるおそれ大きいもの）

指導事項：法令等には抵触していないものの、そのまま使用すると電気事故につながるおそれがあるもの

今回は、受変電設備や負荷設備における指摘事項及び指導事項の概要についてご紹介します。

1 指摘事項・指導事項の件数及び軒数の推移（過去5年）

●指摘事項

指摘事項の過去5年の件数は、図1のとおりです。

2022年度における指摘事項の件数は、約38.7千件と2021年度の約38.4千件とほぼ同数でした。

一方、改修件数は、指摘件数の65.2%にあたる約25.2千件について改修していただきました。

2022年度末で指摘事項のあるお客さま軒数は、全お客さま約53.5千軒の12.7%にあたる約6.8千軒でした。（図2）

指摘事項は、経済産業省令である「電気設備の技術基準」に抵触（法令違反）するものであり、感電や電気火災などの重大な電気事故につながるおそれがありますので、早急な改修が必要です。

●指導事項

指導事項の過去5年の件数は、図3のとおりです。

2022年度における指導事項の件数は、約224.2千件と2021年度の約216.4千件より約7.8千件増加しました。

図1 指摘事項の件数、改修数、未改修及び改修率の推移（需要設備）

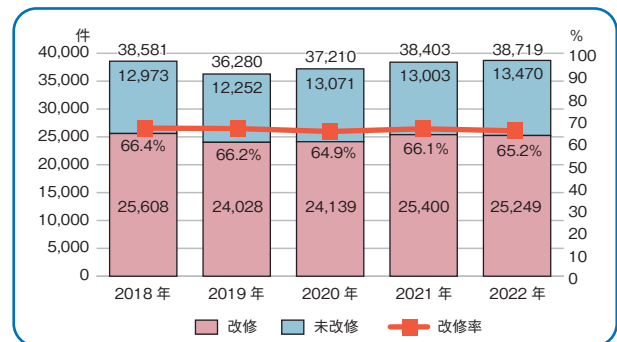


図2 2022年度末 指摘事項のお客さま軒数

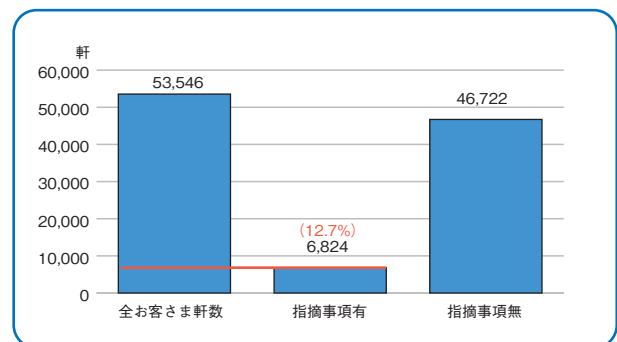
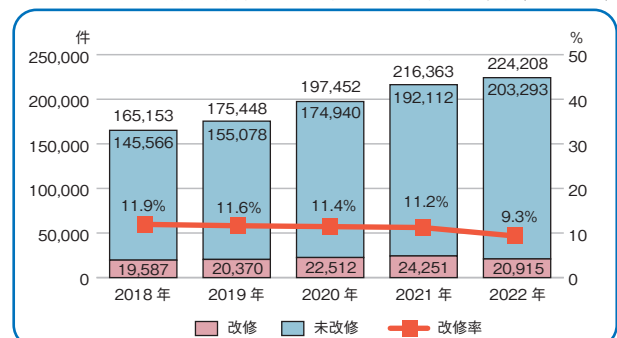


図3 指導事項の件数、改修数、未改修数及び改修率の推移（需要設備）

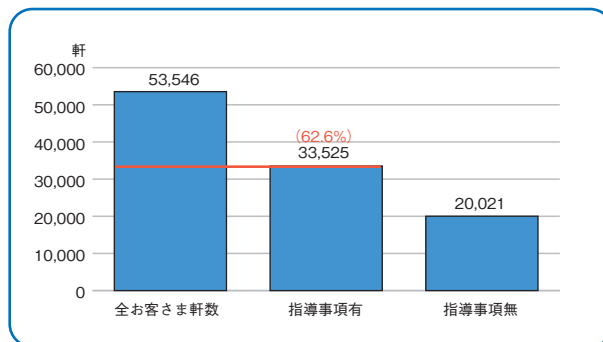


2022年度末で指導事項のあるお客さま軒数は、全お客さまの半数以上の約33.5千軒でした。(図4)

指摘事項の件数及びお客さま軒数は、指導事項と比較して多い状況にあり、お客さまに改修に努めていただいているものの、改修率は9.3%にとどまっています。

指導事項は、法令に抵触していないものの、更新推奨期間を過ぎた電気機器も含まれるなど、状態によってはそのまま使用すると電気事故につながるおそれがありますので、引き続き改修の必要性をご説明してまいります。

図4 2022年度末 指導事項のお客さま軒数



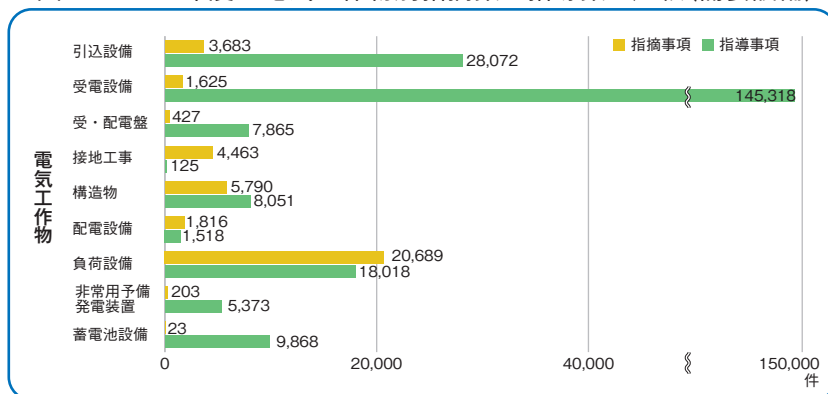
2 指摘事項・指導事項の電気工作物別の傾向

2022年度の電気工作物別の内訳は、指摘事項は「負荷設備」、「構造物」、「接地工事」の順で多く、指導事項は「受電設備」、「引込設備」、「負荷設備」の順で多くなっています。(図5)

指摘事項の主な内容としては、「負荷設備」では電線路・使用機器の絶縁不良、使用器具の損傷などがあります。「構造物」では立入禁止の表示がないものが多く、また、「接地工事」では、接地が施工されていないもの又は接地抵抗値が高いものとなっています。

指導事項の主な内容としては、「受電設備」では高圧交流負荷開閉器、変圧器及び高圧コンデンサなど、「引込設備」では区分開閉器及び避雷器といった高圧機器の老朽化によるものとなっています。

図5 2022年度 電気工作物別指摘数と指導数の比較(需要設備)



3 まとめ

今回は、指摘事項及び指導事項についてご紹介しました。

指摘事項については、法令に抵触していることはもちろんのこと、感電や電気火災などの重大な電気事故につながるおそれが多いものですので、早急な改修が必要です。

指導事項については、重要な高圧機器の老朽化によるものが多く実際に改修しないまま使用され、それが原因で構内が全停電となり、交換する機器の入手が困難で復旧に数日を要した事例や、それに伴い生産活動に重大な影響を与えた事例も過去に数多く発生しております。

当協会では、電気を安全にご使用いただくため、「あんぜん、きづく、あんしん」をスローガンに定期点検等において、指摘事項、指導事項としてお客さまにお知らせしてまいります。

法令に抵触している指摘事項の速やかな改修は、保安規程遵守として設置者の責務となります。また、指導事項についても、停電リスク等の回避につながりますので、計画的な更新等をお願いいたします。

改修や更新等に関するご相談は、お近くの事業所又は担当検査員をお願いいたします。